

特許出願の非公開に関する制度～特定技術分野について～

弁理士 長嶺 浩之

1. はじめに

令和6年5月1日より、特許出願の非公開に関する制度が開始されます。この制度が開始されると、特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載されていた場合には、「保全指定」という手続がなされます。保全指定された場合には、出願公開、特許査定及び拒絶査定といった特許手続を留保するとともに、その間、公開を含む発明の内容の開示全般やそれと同様の結果を招くおそれのある発明の実施を原則として禁止し、かつ、特許出願の取下げも禁止されます。

どのような発明が保全審査の対象となるのか、内閣府により保全審査の対象となる技術分野が定められたので、本ニュースレターでは保全審査の対象となる技術分野について紹介したいと思います。

2. 保全審査の対象となる技術分野について

特許出願の明細書等に、政令で定める「特定技術分野」に属する発明（「特定技術分野」のうち、保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響が大きい技術分野として政令で定める分野に属する場合には、政令で定める「付加要件」に該当する発明に限ります。）が記載されているときは、保全指定するか否かの内閣府の「保全審査」が行われます。

（1） 特定技術分野

国際特許分類を基準に指定された以下の【表1】に記載の25分野が特定技術分野として規定されています。

（10）～（19）の技術分野は、保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響が大きいと認められる技術分野であるため、付加要件が適用されます。

（2） 付加要件

付加要件とは、以下の【表2】に記載の①～③にいずれかに該当する発明であることです。

3. おわりに

特定技術分野に属する発明のうち、日本国内でした発明であって公になっていないものについては、（i）特許出願の日から3か月以内に保全審査に付されなかった場合、（ii）特許出願の日から10か月以内に保全指定がされなかった場合、または（iii）保全指定が解除され、または保全指定の期間が満了した場合を除き、外国における特許出願（PCT 国際出願を含む）が禁止される等の実務への影響が生じます。

このため、特定技術分野に該当するの否か、出願前に特定技術分野への該当可能性を評価しておく必要があります。

【表1】特定技術分野

| 分野 | 対象技術 | 備考 |
|--|--|--|
| 我が国の安全保障の在り方に多大な影響を与え得る先端技術が含まれ得る分野 | (1) 航空機等の偽装・隠ぺい技術 | — |
| | (2) 武器等に関する無人航空機・自律制御等の技術 | — |
| | (3) 誘導武器等に関する技術 | — |
| | (4) 発射体・飛翔体の弾道に関する技術 | — |
| | (5) 電磁気式ランチャを用いた武器に関する技術 | — |
| | (6) 例えばレーザー兵器、電磁パルス(EMP)弾のような新たな攻撃又は防御技術 | — |
| | (7) 航空機・誘導ミサイルに対する防御技術 | — |
| | (8) 潜水船に配置される攻撃・防護装置に関する技術 | — |
| | (9) 音波を用いた位置測定等の技術であって武器に関するもの | — |
| | (10) スクラムジェットエンジン等に関する技術 | 保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響が大きいと認められる技術分野であるため、付加要件の対象分野 |
| | (11) 固体燃料ロケットエンジンに関する技術 | |
| | (12) 潜水船に関する技術 | |
| | (13) 無人水中航走体等に関する技術 | |
| | (14) 音波を用いた位置測定等の技術であって潜水船等に関するもの | |
| | (15) 宇宙航行体の熱保護、再突入、結合・分離、隕石検知に関する技術 | |
| | (16) 宇宙航行体の観測・追跡技術 | |
| | (17) 量子ドット・超格子構造を有する半導体受光装置等に関する技術 | |
| | (18) 耐タンパ性ハウジングにより計算機の部品等を保護する技術 | |
| | (19) 通信妨害等に関する技術 | |
| 我が国の国民生活や経済活動に甚大な被害を生じさせる手段となり得る技術が含まれ得る分野 | (20) ウラン・プルトニウムの同位体分離技術 | — |
| | (21) 使用済み核燃料の分解・再処理等に関する技術 | — |
| | (22) 重水に関する技術 | — |
| | (23) 核爆発装置に関する技術 | — |
| | (24) ガス弾用組成物に関する技術 | — |
| | (25) ガス、粉末等を散布する弾薬等に関する技術 | — |

【表2】付加要件

| | |
|--------|---|
| ①防衛・軍事 | 我が国の防衛又は外国の軍事の用に供するための発明 |
| ②国・国研 | 国又は国立研究開発法人による特許出願（国及び国立研究開発法人以外の者と共同でしたものを除く。）に係る発明 |
| ③国の委託等 | <p>以下のいずれかの適用を受けた特許出願に係る発明</p> <p>●日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第17条） 産業技術力強化法第17条第1項第1～4号に規定する条件を受託者が約する場合に、各省庁が政府資金を供与して行っている委託研究開発（国立研究開発法人等を通じて行うものを含む。）に係る知的財産権について、100%受託者（民間企業等）に帰属せしめる（受託者が特許出願人となりえる）こととする制度。</p> <p>●科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第22条 国の委託研究であって、本邦法人と外国法人等が共同して行うものの成果に係る知的財産権について、国がその一部のみを受託者から譲り受けることができる（国と受託者の共同出願となりえる）とする制度。</p> |

(参考文献)

1. https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/patent.html
2. https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/tokutei_gijutsu_bunya.pdf



KSI パートナース法律特許事務所

〒150-0021

東京都渋谷区恵比寿西1-5-8 DIS恵比寿ビル6階

TEL: 03-6455-3679

E-MAIL: patent@ksilawpat.jpksilawpat.jp